

白井第三小学校区まちづくり協議会 第4回規約検討委員会 議事録

書記:大野 彰

日 時 令和3年7月11日(日) 19:00~20:40

会 場 富士センター大集会室

出席者 委員8名
支援チーム 1名 市民活動支援課 4名

欠席者 富澤委員

配布資料 ①第2回規約検討委員会議事録
②第3回規約検討委員会議事録
③資料1 白井第三小学校区まちづくり協議会設立準備会
第4回規約検討委員会 検討資料(210711)
④資料2 白井第三小学校区まちづくり協議会規約(案)

司 会 市民活動支援課 保科係長

規約検討委員会の着地点について:

規約として今出ている素案を事務局会議で検討し、それを案として準備会に報告すること。それには組閣の人員数も含まれる。総会にかけ議案を作るという意気込みでやっていけばおのずと着地点に到着するので、そのため承認を得られるような素案の完成形を作ること。

保科課長による説明:

組織の形については前回、概ねの了承は得られたと思われる。実際の規約の文章案については本日配布の「資料1」の1ページ目がそれにあたる。「資料2」の左側(修正後)は前回の会議を反映し直したもの、右側(第3回規約検討委員会時)は前回皆さんに渡したものとなっている。

前回の会議から変わったところが分かるようにして出すので、次回の会議の時もそのように資料を作成する。

第5条の事業の部分、第8条の役員の数等について前回は検討した。

川上リーダー:「役員を選任」の部分について、第9条では会長、副会長、会計及び監事を分けて総会で承認を得るとなっている。そして2項では「理事は別表1に定められたものをもって充てる」。さらに3項では「部会長は、各部会で選出し、総会で承認を得る」となっているが、タイトルが「役員を選任」のため役員を選任方法は一つであるべきである。役員そのものは原案で作ったものを議案として総会にかけ会長、副会長、会計等がこういう方々でよいのかということをして総会にかけなければいけない。役員を選任についてということで議案に出せばそこにすべての名前が出るので、あえて細かく規定を分ける必要が無いのではないか。

齋藤委員:その場合には、選び方・選ばれ方の背景的なことがあるはずである。

川上リーダー:総会議案の調整が役員を選任についての議案を調整することである。そこで役員を総会にかけ議案を調整する。その議案をもって総会にかけ承認を得ることになる。そこで承認されて初めて役員が決まる。

齋藤委員:選ぶ順番は役員を選び最後に会長を選ぶということか。

川上リーダー:A案でみると第7条の「協議会に次の役員を置く。役員は総会において構成員の中から選任する。」の一文だけでよいのではないか。B案では「協議会の役員は、総会の承認を得て決定する。」となる。こういう形でよいのではないか。

第9条の3項「部会長は各部会で選出し、総会で承認を得る。」も不要ではないか。

組織図では役員の書き込みの中に部会長も役員に入っていた。これによると部会長も役員に入ることになっている。

保科係長:A案の第7条の文章にすればすっきりする。

B案の第8条では「項」建てになり、1項で役員を置く、2項ではどのように選任するかとなっている。

岩崎委員:A案の第7条のように一緒にしてもかまわないが、富澤案では第8条において第9条のように総会で選任するというように分けても大勢に影響はない。

福岡委員:前回の話では総会というのは選任された者の最終的な承認であるとのことであった。それを踏まえればC案の第7条を我々の第8条に置き換えればよい。

川上リーダー:「項」建てにして1項で役員を置き、役員の名前を羅列し、2項で役員の選任方法はこうであるとした方が「条」建てよりは良いと思われる。

やり方としてはどちらも間違いではない。

富澤副委員長は恐らくこういう役職はこういう意図をもって選ぶのだというところを明示したいがためにこういう案を作ったということと言われていたと思う。

保科係長:Aのスタイルでは一文の中に「役員を置く」と「選任する」がくるが、Bでは「協議会に役員を置く」とまず役員を羅列し、第2項で役員を決める方法が入る。即ち「項」建てにして役員の決定方法と役員というように分けるか、或いは一文で全部を書くのかの違いである。

岩崎委員:役員の選任はどこで行うのか?承認は総会で行うが選任はどこで行うのか?

川上リーダー:役員の選任は会長以下役員会で原案を作る。そして総会議案は通常会長名で出す。大概どこの場合でも役員としてはこういうものを置く、選ぶ方法はこうであるとなっている。そこに至る経過を書きこむ。例えば自治会の規約ではそこまでは無いと思われる。

島森委員長:規約委員会では設立総会で会長その他全部の承認を求めて案を出す。従って規約委員会で、会長、副会長、会計、その他を推薦して総会に提出する。

川上リーダー:規約委員会の役目はあくまでもこのまちづくり協議会の形を定めることである。

その案ができたなら、それに基づき会長を誰にするか等の原案を準備会として作りそれを設立総会にかけることになる。

齋藤委員:設立総会を目標においた場合には今の説明になる。

川上リーダー:準備会から協議会に移行すれば、協議会の議案提出は会長が行う。そのため会長が掌握している役員会の中で総会議案を決定し、この形で総会に提案してよいかを諮った後で提出する。

島森委員長:設立総会に出す議案は準備会で作る?

川上リーダー:規約は規約検討委員会で作る。その他は全体の準備会の中で協議をし、事務局会議等で検討し議案を検討していくことになる。

福岡委員:我々が今与えられている宿題は、設立ができスタートして2回目の改選以降の規約を作る

のがミッションだと理解している。

齋藤委員：設立準備会を一つの目標値におき、そのためのことだけを考えてやっていくと次から動き始めたときに若干のずれが出てくる。

川上リーダー：それは先程齋藤委員からの質問の答えの中で申し上げたが、完成形を出すということである。完成形というのは、それがまちづくり協議会の設立総会で承認されれば正式な規約となる。そしてその規約に基づいて役員を選出等全部ができる体制となる。従って目標が準備会のそこではなく最終的にはまちづくり協議会として機能するための規約を作ることになる。即ち規約ができれば困らない体制となる。

島森委員長：そうすると役員というのは新しくできる協議会が決めていくことになるのか？

川上リーダー：設立総会に向けては役員や組織体制をすべて作ったうえで提案をかけるのでその原案というのは規約の部分を含めここで作る。ここで作ったものを準備会などにかけるための事前のものとして事務局会議で検討する。それを今の準備会で承認をもらう。承認をもらい正式な議案として出すということになった時に初めて設立総会を島森会長の発議で招集をかける場で承認されればそれが正式の規約になる。

島森委員長：準備会の全体が集まったところで役員を誰にしようかといってもそれは始まらない。

川上リーダー：例えば各部会長が集まり会長、副会長等をどうするかについての話し合いをするかもしれない。

保科係長：部会の長はそこでは決められない。

齋藤委員：ぎりぎりの線のところまでを決めなければ組織に対してこのようになるので承認下さいということになるのか、そこを空欄にして誰にしようかという会議をするのかということになる。

島森委員長：各部会が決まった時点で組織図の中の役員による会議を今の準備会の会長、副会長が入り案を作りそれを設立総会に提案することになるのか？

川上リーダー：恐らくそういう形で良いと思われる。まず検討するメンバーを誰にするのかから決めなければならない。そこでの問題は部会長が決まり、部会長が会長などを兼任できるのかである。そして部会長に選任された人が会長に適任であるということでみんなに押されて会長候補になった場合、部会長をどうするかである。これについてはその時にやればよい。

島森委員長：部会長が決められなくてもその部会の代表を一人いれて役員選任委員会をつくりそこで決めたものを提案するという形がとれるか？

川上リーダー：今の形では部会長は5人、防災部会を入れると6人になる。それに今の準備会の会長、副会長(即ち今の事務局会議のメンバー)となる。

今は選ぶ時の考え方の整理であるので、いったん置いておいて戻らなければならない。役員等を選ぶ時にはこういうことで可能であるということを確認する。選び方としてはすっきりと一文にするか、「項」建てにして分けるかの議論だけでよい。

保科係長：AのスタイルにするかBのスタイルにするかである。

川上リーダー：A案基準で行くのであれば、協議会の次の役員を1項にし、役員の名前を羅列し2項にして役員は総会において構成員の中から選任するという形に分けるかである。文章的にはどちらでもよい。

保科係長：Aでは役員は総会において構成員の中から選任するとなっており、Bの第8条の2項は協議会の役員は総会の承認を得て決定するとなっている。決め方と選び方の話で違ってくる。

川上リーダー: 構成員の中から選任する。選任方法は総会にかけて議決いただく、というだけの話である。
B案で行くと議案を出して承認されたから決定した、というやり方になる。
これには総会の中身の中に役員を選任に関するものが入っている。
A案としてのスタイルでよいか。

岩崎委員: 例えばうまくいっているときはよいが、A案でこの方たちはどうですかとなった時に例えば会計がダメになった場合、もう一度臨時総会を開くというかたちになってしまう。であれば選任だけ役員会で選任し、承認は総会というのがよいのではないか。これは不信任案が出たときにも想定される。

川上リーダー: 基本的には不信任がだされたときには、議案はもう一度出し直しとなる。
その場合には役員が集まり協議し、最後に議案を調整し直すという形になる。
総会で議決されなければそれは不信任となる。

保科係長: 既に役についている人が役に合わないということで辞めさせたいというのが不信任案である。

川上リーダー: 信用失墜行為があり著しく協議会の名誉を傷つけるような行為があった場合というイメージである。

岡田部長: 岩崎委員より具体例の話が出た時に、役員会で選出して総会で承認を得るという書き方をしているところがあり、中には選出のところは書かれないでいきなり総会で承認を得るというパターンがある。今回第1回目の設立総会のことを考えた場合、まだまちづくり協議会が出来上がる前のことである。初めて総会でまちづくり協議会が出来上がりましたということから考えると、役員会を開いて役員を選出してということになるのではないかという気がした。

川上リーダー: そうではなく、先ず台本ができ、規約に基づいて定められた役員を選出になる。

岡田部長: わざわざ選出の方法までを入れなくても総会で承認を得るところがしっかりしていればそれだけでもよいのではないか。第1回目の総会では全員集まっているメンバーの中から会長になりたい方といっても出てこないであろうから事務局案という話になって出てくると思われる。

岩崎委員: 先程福岡委員が言った今作っている規約は第1回総会に向けての規約なのか、それとも第2回目以降のものなのかについてはどうか。

川上リーダー: 規約はあくまでも協議会の規約を作る。そのため1回目、2回目は関係がない。
設立総会で承認がなされたらそれがそのまま規約として効力を有するという流れになる。役員会はこれが設立総会で規約が承認された時点では無い。規約が承認されたあと、「規約は原案通り可決されました。これをもってまちづくり協議会の設立とします。」との宣言をする。
規約ができたので役員を選出をするというのが
次のステップである。役員が選任され承認された後役員会ができる。

岩崎委員: 株式会社の総会では発起人委員会を立上げ、細かい打合せの後第1回設立総会を行い2回目からは定時総会となる。

齋藤委員: 設立総会ありきとなる。

川上リーダー: 設立総会ありきではなく、これをもって協議会がきちんと機能していくという規約を作りその承認を設立総会で頂くことになる。

岩崎委員: 自分はB案を希望する。

齋藤委員: 多数決をとってはどうか。

岡田部長: 役員のところではCの自治体の例で3項に部会長を兼務できるところがある。これは後々問題が出てくる可能性があるので規約の中できめておく方が兼務の不可が明確ではないかという気がした。

川上リーダー: 特殊な事情がある場合に備えた規約の一文であれば入れてもよい。

齋藤委員: 兼務の規定は入れた方がよいが会計が部会長を兼務してはまずい。

保科係長: 富澤案には事務局長は入っていない。Bの第2項のみをもってくればよいのでは。

川上リーダー: 考え方としてB案のスタイルがよいが岩崎委員の考え方であるが、条文をどうするかは関係がない。島森委員長はA案でよいのではということであった。二人の意見をミックスすると「役員は総会において構成員の中から選任する」を2項にもっていけばB案とミックスされるのでそれでよければそうすればよい。

保科係長: A案の第7条の文章を2項建てにし、文章はA案の文章を2つに分け次のようにする。

「協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 ～ (6) 監事

2項 役員は総会において構成員の中から選任する」

齋藤委員: 各役員については富澤案第8条の通り、

(1) 会長 1名、(2) 副会長 2名、(3) 理事 5名(名だけ役員)

(4) 部会長 6名、(5) 会計 2名、(6) 監事 2名

島森委員長: 富澤案では理事は第三小学校区住民の中から選任したい。

齋藤委員: 総会で議長を選ぶ場合、役員から選ぶことができるのか?

岩崎委員: 株式会社であれば出席している中から選ぶことになっている。中立の立場上。

書記については議長が任命。議長は代表取締役。

齋藤委員: 第1回設立総会時の議長の選び方は、出席者の中から選ぶことになっている?

保科係長: 役員について上記を纏めると次の通り確定をする。

第8条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 理事 5名

(4) 部会長 6名

(5) 会計 2名

(6) 監事 2名

2項 役員は総会において構成員の中から選任する。

* 兼務規定は入れない。

第9条の役員を選任について抜けてくるが、理事の決め方を別建てで作る必要があるか?

川上リーダー: 理事は役員であるので決める必要は無い。

保科係長: そうすると第9条は全て抜けることとする。

第10条の役員の仕事について、「役員の仕事は次の通りとする。」にする。

役員の仕事については副会長が2名のため順位を決めるための文言を入れたが順位をつけないため、(2)「～会長があらかじめ指名したものがその仕事を代理する」とする。

(6)は事務監査を追加して「監事は協議会の会計、資産及び事務の状況を監査する」とする。

第 11 条の役員の任期については 2 回目の会議で 2 年とした。

岩崎委員:任期が 2 年の場合、総会が任期の期限を過ぎる場合どうするか？

島森委員長:総会から総会までとする。

川上リーダー:保科さんの解説が分かりやすい。総会から次の総会が終了するまでとなる。

川上リーダー:「総会」について、いきなり招集規定から入っているが、総会は何ぞやという所を他の例で見ると「総会は、協議会の最高の議決機関であり～」が入っており、この位置づけを入れておいた方が良いのではないか。通常書く内容としては、協議会とは何ぞや、総会とは何ぞや、招集方法として会長が認めた時とか総会の種類(定期、通常、臨時)、その他構成員が過半数以上といった内容が入る。そして議決すべき内容と役員、その他重要事項がある。

福岡委員:他のものを見るとあまり数字が入っていないがその理由はなにか。

招集の日にかや定数が何人であるとかそういうものが無い方がよいのか。

齋藤委員:総会の成立人数、定数についてはそれが無いとおかしい。

保科係長:成立の要件については別にある。

川上リーダー:別に入っているが、総会の項目で入れた方がよいかどうかである。

更に議決方法である。第 12 条 6 項で「総会は代議員の過半数の出席により成立し、出席した代議員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」となっている。

齋藤委員:当然資格の確認はあり、その定義確認は行う必要がある。

川上リーダー:構成員の過半数をもって成立するというのが自治会等の規約である。

齋藤委員:過半数の定義が必要である。

川上リーダー:半数を過ぎたところが過半数である。即ち 2 分の 1 以上である。

保科係長:市のやり方で例えれば、代議員は議員で役員は市役所である。

齋藤委員:代議員の選び方についてはすごく問題が出てくる。住民の数が多自治会と少ない自治会とで同じ比率を適用するとその比重が全く異なってくる。

川上リーダー:それは多分割合で行くと思われる。一番少ないところを基準に 1 としてそれを按分するが、富澤案の 20 人は決まった数ではない。

保科係長:例えば自治連の役員の順番では丸山と復四と白井木戸で 2 つである。それと同様にそこを 1 単位とすればそこから 1 人となるという形である。

川上リーダー:割り振りとして自治会は全地域を網羅するので、そこで割り振るのが一番合理的である。

保科係長:自治会からは少なくとも一人は出してもらう必要がある。団体だけではなく公募の方も入れる必要がある。地域からは平等に出していく。その他に例えば団体から 1 名ずつ、構成団体から 1 名ずつ、或いは公募より入れるという方法もあり、もう少し議論が必要になる。

齋藤委員:各自治会からの選び方も自治会独自の特殊性があるが統一の必要がある。

保科係長:代議員に係る内容としては、C の第 12 条の評議員の項目がある。内容は「評議員は、自治会の代表者、各種団体等から推薦のあった者及び公募により選任されたものとする。」第 2 項として「評議員の定数は、40 人以内とし、一定数の女性委員が参画できるように努めるものとする。」という内容である。

構成団体が決まっていなかった中では定数の人数はまだ決められない。

川上リーダー:とりあえず素案であるため今準備会に参加頂いている団体の数をだすことでイメージができ

る。

齋藤委員:後は一般公募の人数である。

保科係長:本日は時間なのでこれまでとするが、次回は休養室で7月31日(土)18時からとする。資料は準備の上送るようにする。

以上